

## 1. 精神障害者である短時間労働者に関するカウント方法

精神障害者である短時間労働者であって、新規雇入れから3年以内の者又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の者に係る雇用率のカウントにおいて、平成35年3月31日までに雇入れられた者等については、1人をもって1人とみなすこととする。(現行は1人をもって0.5人とみなしている。)

### <留意事項>

- 退職後3年以内に、同じ事業主(※)に再雇用された場合は、特例の対象とはしない。  
※ 子会社特例、関係会社特例、関係子会社特例又は特定事業主特例の適用を受けている事業主の場合は、これらの特例の適用を受けている、当該事業主以外の事業主を含む。
- 発達障害により知的障害があると判定されていた者が、その発達障害により精神障害者保健福祉手帳を取得した場合は、判定の日を、精神保健福祉手帳取得の日とみなす。

## 2. 平成25年改正法に伴う規定の整備

平成25年改正により精神障害者の雇用が義務化されたことに伴い、精神障害者に関する特例を定めた規定の削除や、「対象障害者」という定義への転換等、所要の規定の整備を行う。

## 3. 施行期日

平成30年4月1日

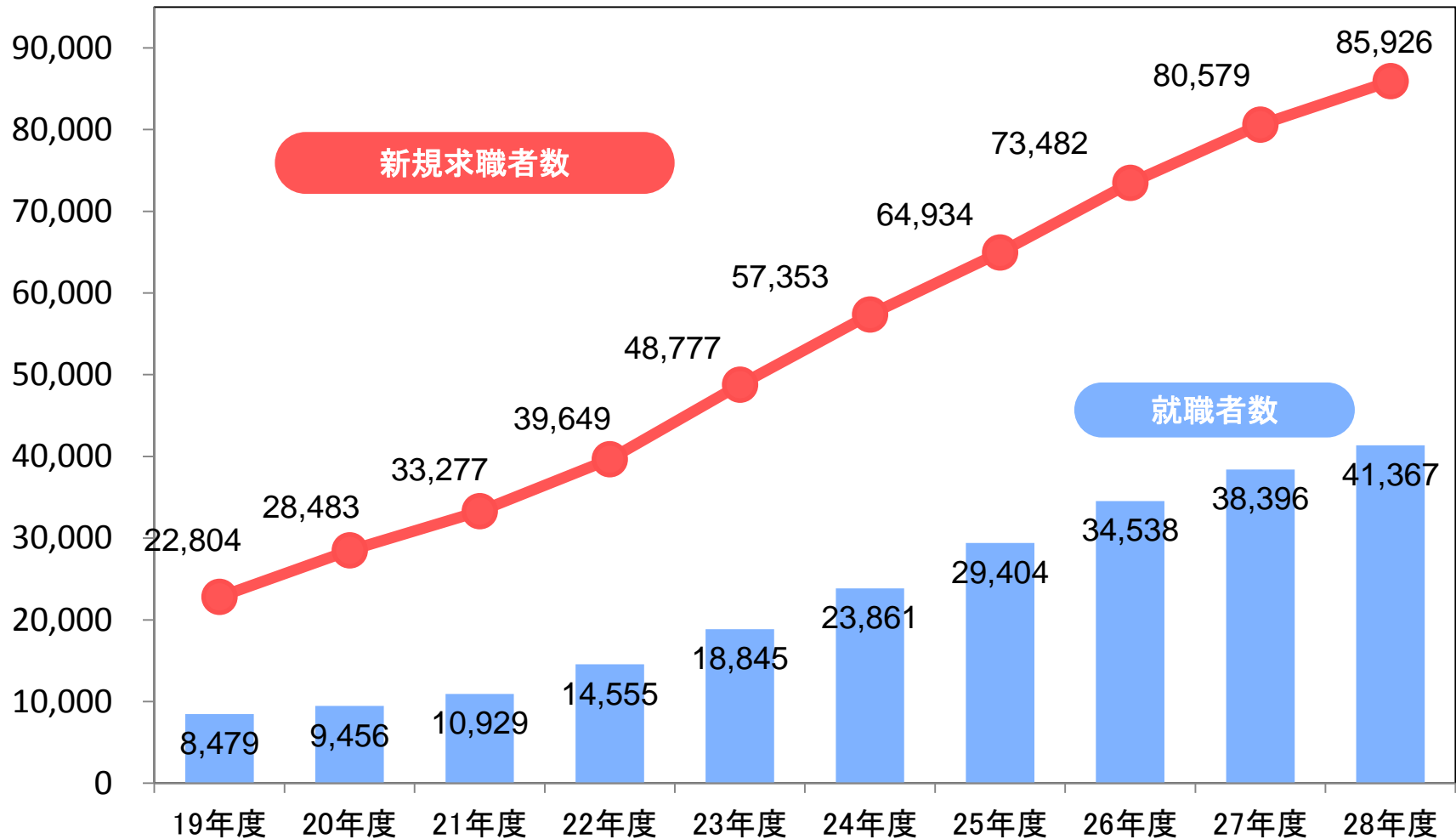
# 參考資料

---

# 精神障害者の雇用の状況

○ 精神障害者の職業紹介状況を見ると、この10年で新規求職者数は3.8倍、就職者数は4.9倍と、着実に増加している。

精神障害者の職業紹介状況

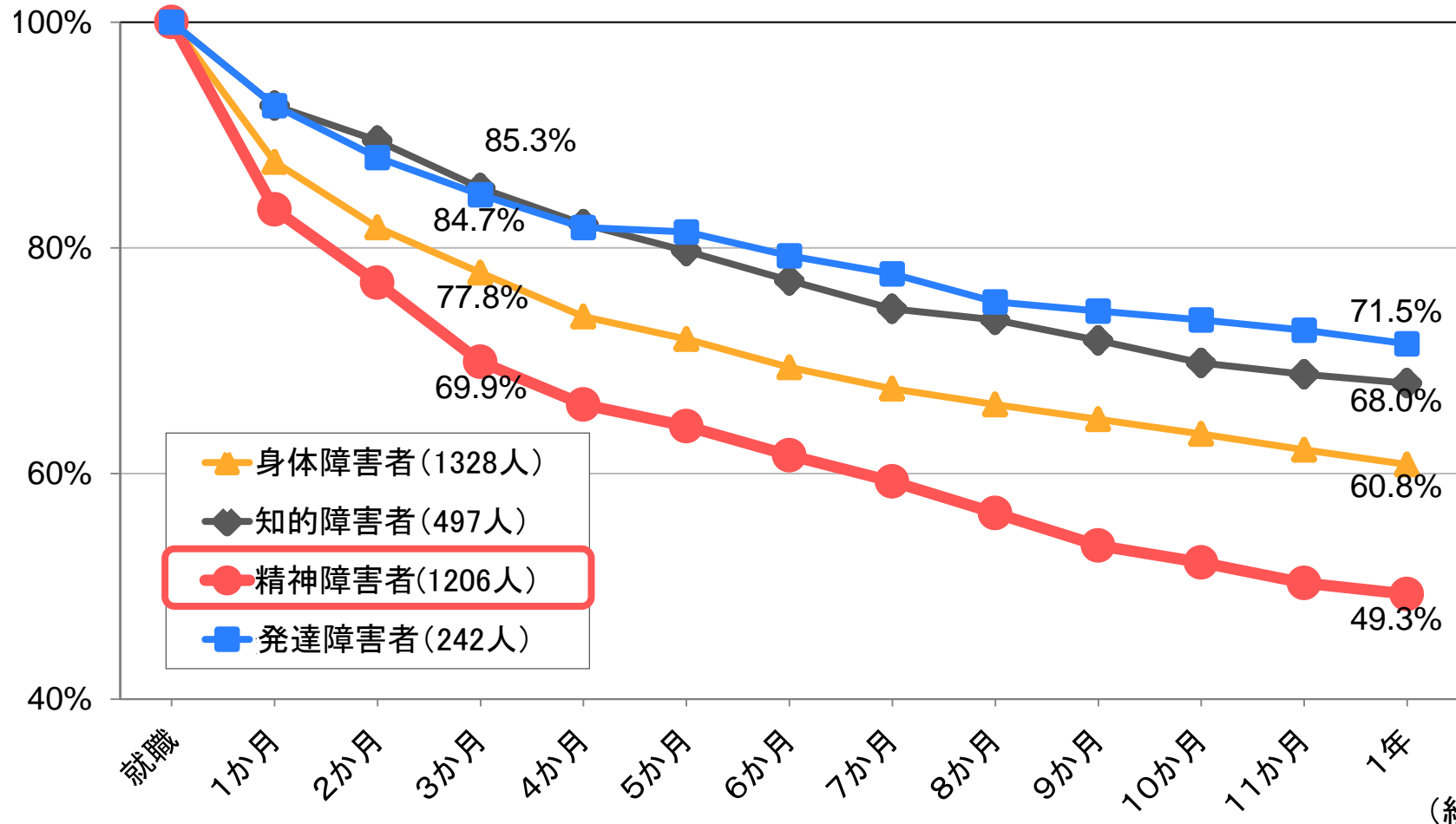


# 障害者の定着状況について(障害種別)

障害者の職場定着状況について、知的障害や発達障害の場合に比較的安定しているのに対して、特に、精神障害については定着が困難な者が多い状況となっている。

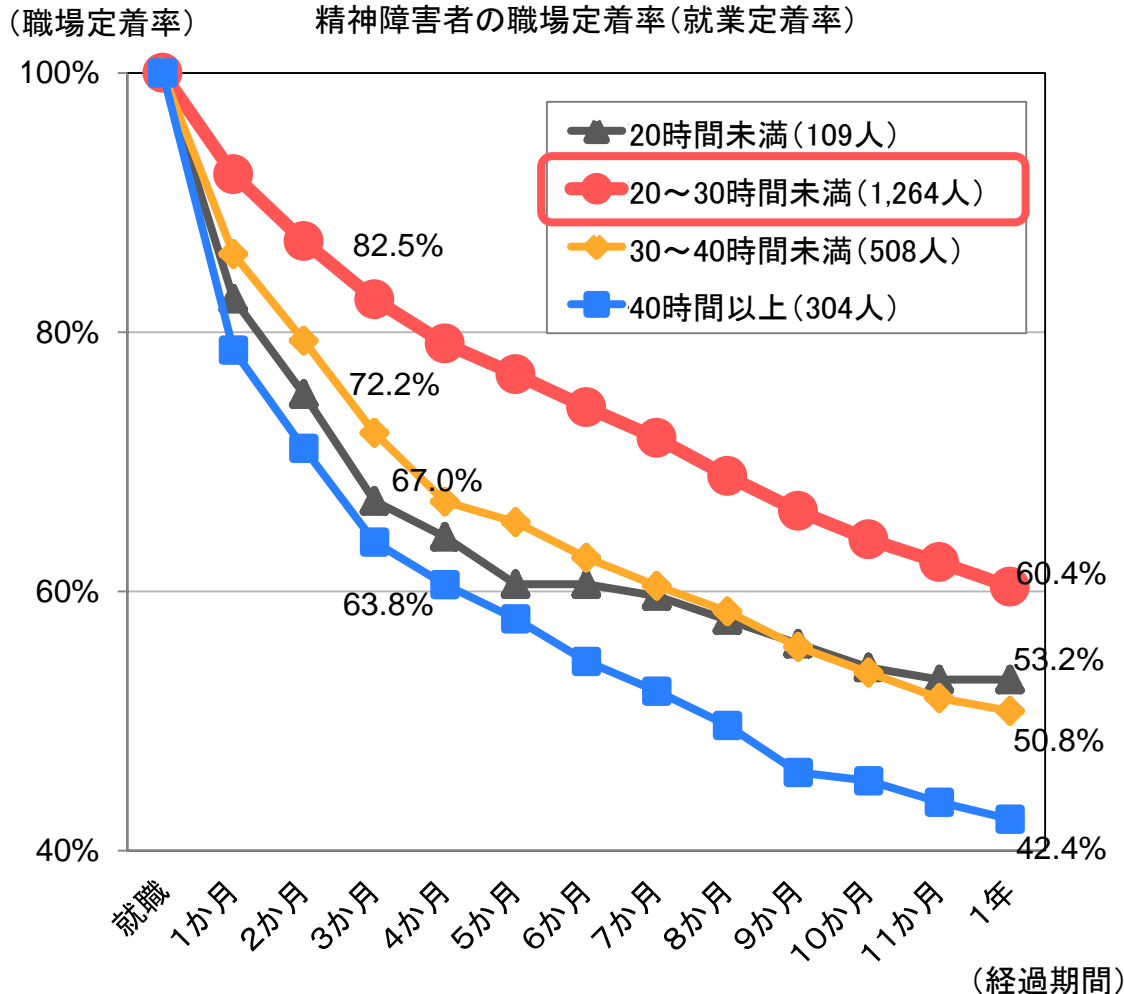
(職場定着率)

障害者の職場定着率(障害種別)

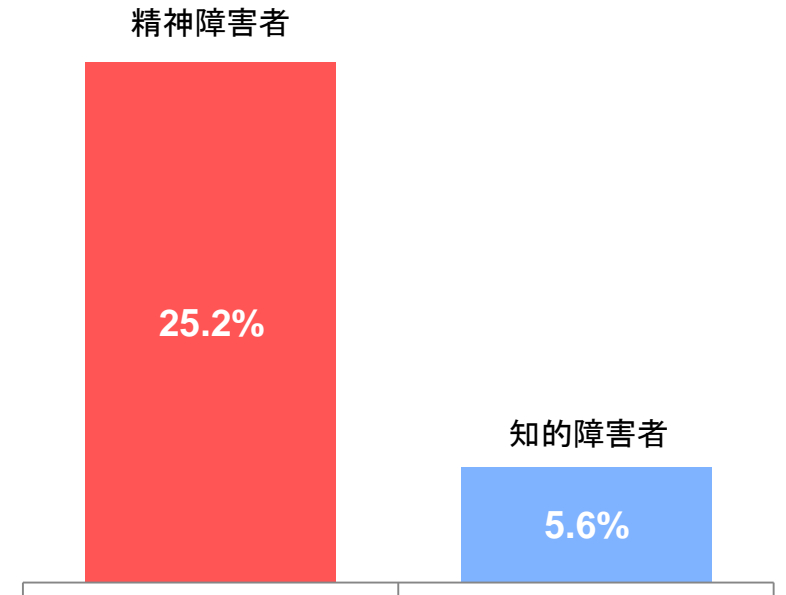


# 精神障害者の定着状況について

- 精神障害者の職場定着率を就業時間別に見ると、週20～30時間勤務の精神障害者の定着率が最も高い。
- また、精神障害者の場合、就職時に短時間勤務であっても、就職後、週30時間以上勤務に移行する割合が高い。



就職時の所定労働時間が週20時間以上30時間未満の者で、就職後、週30時間以上勤務に移行した割合



(出典) 平成24年度の就職者数45人以上である障害者就業・生活支援センター(106センター)において、当該センターが支援して平成24年4月～9月に新たに雇用された知的障害者又は精神障害者の平成29年10月時点の雇用状況を調査した結果から算出(回収率97%)。「不明」との回答が混在している者を除いたデータ。

## (参考)障害者雇用率のカウント

障害者雇用率制度において、短時間労働者(週所定労働時間20時間以上30時間未満)については、1人をもって0.5人とみなすこととしている。

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上 30時間未満
身体障害者	1	0.5
重度	2	1
知的障害者	1	0.5
重度	2	1
精神障害者	1	0.5